

新型コロナウイルス感染症（クリチバ市による制限措置の緩和）

2021年4月4日

・4月3日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報をレベル2に引き下げ、制限措置を緩和する旨発表しました。

●クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報をレベル2に引き下げ、制限措置を緩和する政令を発表しました（4月5日から4月14日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの。

・エンターテインメント、文化関連イベント等を実施するための施設（ライブハウス、劇場、映画館、博物館など）。

・レセプションなどのイベントを実施するための施設。

・展示場、会議場、スポーツ関連施設。

・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。

・人の密集を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。

・広場やその他公有地、私有地に位置する運動用スペースの利用（コンドミニオ内も含む）。

・不要不急の夜間外出（20時～翌5時）

・公共スペースにおけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

・一般商業活動：9時～19時、月～土。日曜日はデリバリーのみ。

・美容室など：9時～19時、月～土。日曜日は営業不可。

・スポーツジムなど：6時～20時、月～土。日曜日は営業不可。

・ショッピングセンター：10時～19時、月～土。日曜日はデリバリーのみ。

・レストラン、軽食堂など：10時～20時、月～土。日曜日はデリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ（23時まで）。

・パン屋など：6時～20時、月～土。日曜日は7時～18時まで。店内での飲食は不可。

・スーパーマーケット、フェイラ、その他食料品店など：6時～20時、月～土まで。日曜日はデリバリーのみ。なお、1世帯1名まで入店可。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の50%までとする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-volta-para-a-bandeira-laranja-a-partir-de-segunda-feira/58484>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp